平成２５年（フ）第５４号
山形県東置賜郡川西町大字上小松1059番地１
Ｙ＆Ｍ美女木301
破産者　本間　豊明
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１０１号
群馬県太田市堀口町448番地
破産者　岡村　廣繁
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３８５号
名古屋市天白区元八事３丁目352番地　エクセル山の手301号
破産者　磯村ゆめみ（旧姓長瀬）
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８１号
名古屋市瑞穂区村上町２丁目11番地　ユーハウス山崎川３－Ｆ号
破産者　藤谷　幸雄
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５号
京都市左京区静市市原町920番地21、前住所京都市左京区岩倉中大鷺町42番地　エスポワール岩倉202
破産者　前田　和政
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９００号
大阪府茨木市耳原１丁目８番18号　ヴィラシャリテ105号
破産者　渡　　敦史
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８号
堺市西区草部1800番地１―1003、住民票上の住所大阪府阪南市石田254番地の17
破産者　大橋　文和
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
堺市堺区三宝町５丁275番地
破産者　山城　　緑（旧姓増永）
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５３０号
堺市北区長曽根町1179番地12　ユニハイム新金岡102号
破産者　大﨑　綾美（旧姓平田）
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５０号
堺市堺区神明町東３丁２番25号
破産者　廣田　容子
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７４号
神戸市垂水区福田４丁目６番34―303号
破産者　和多田　泉
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０号
神戸市中央区中山手通７丁目12番14―102号、従前の住所神戸市北区中里町２丁目１番地の１　Ａ―202号
破産者　加藤美惠子
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５４号
神戸市中央区北野町２丁目２番１号　北野マンション１号棟103号室
破産者　ビーフショップ藤野こと藤野精肉店こと　藤野　文博
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３３号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目８番19号　アークサイド魚崎102号、従前の住所神戸市東灘区田中町４丁目６番７―602号
破産者　後藤　敏美
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５２号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド住宅47号棟712号室
破産者　渡邉　貴久
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０４号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目24番地の１ハイムアゼーリア202号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘４丁目１番地の１　名谷つつじが丘アネックス201号
破産者　三徳商事ことＹＣ・ＪＡＰＡＮこと　林田　克徳
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４３号
前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町９丁目349番地59
破産者　ＳＨＩＭＡ装建こと　福島　正己
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町９丁目349番地59
破産者　福島　朋子
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係